

発議第3号

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および米原市議会会議規則（平成17年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

平成29年6月1日提出

米原市議会議長 松宮 信幸 様

議会運営委員会副委員長 藤田 正雄

提案理由

平成29年4月1日からの本市の行政組織機構の改編に伴い、改正の必要が生じたため、この案を提出するものである。

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例

米原市議会委員会条例（平成 17 年米原市条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「みらい創生課の所管に関する事項のうち」を削り、「保険課の所管」を「国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度および福祉医療」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市議会委員会条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市議会委員会条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(常任委員会の所属、名称、委員定数および所管ならびに議会運営委員会の委員定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管ならびに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 6人</p> <p>ア 政策推進部の所管に関する事項(企業誘致および工場立地、米原駅周辺の市有地の売却および貸付けならびに米原駅東口周辺まちづくりに関する事項は除く。)</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度および福祉医療に関する事項は除く。)</p> <p>オ～コ 略</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会 6人</p> <p>ア 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度および福祉医療に限る。)</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 6人</p>	<p>米原市議会委員会条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(常任委員会の所属、名称、委員定数および所管ならびに議会運営委員会の委員定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管ならびに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 6人</p> <p>ア 政策推進部の所管に関する事項(みらい創生課の所管に関する事項のうち企業誘致および工場立地、米原駅周辺の市有地の売却および貸付けならびに米原駅東口周辺まちづくりに関する事項は除く。)</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 市民部の所管に関する事項(保険課の所管に関する事項は除く。)</p> <p>オ～コ 略</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会 6人</p> <p>ア 市民部の所管に関する事項(保険課の所管に関する事項に限る。)</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 6人</p>

ア・イ 略

ウ 政策推進部の所管に関する事項（企業誘致および工場立地、米原駅周辺の市有地の売却および貸付けならびに米原駅東口周辺まちづくりに関する事項に限る。）

エ 略

（4）略

第3条以下 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

ア・イ 略

ウ 政策推進部の所管に関する事項（みらい創生課の所管に関する事項のうち企業誘致および工場立地、米原駅周辺の市有地の売却および貸付けならびに米原駅東口周辺まちづくりに関する事項に限る。）

エ 略

（4）略

第3条以下 略